

宍粟市高齢者福祉計画 第9期宍粟市介護保険事業計画

R5.9.28（第2回推進委員会）

令和6（2024）年度～令和8（2026）年度

計画策定にあたって

1 計画策定の背景

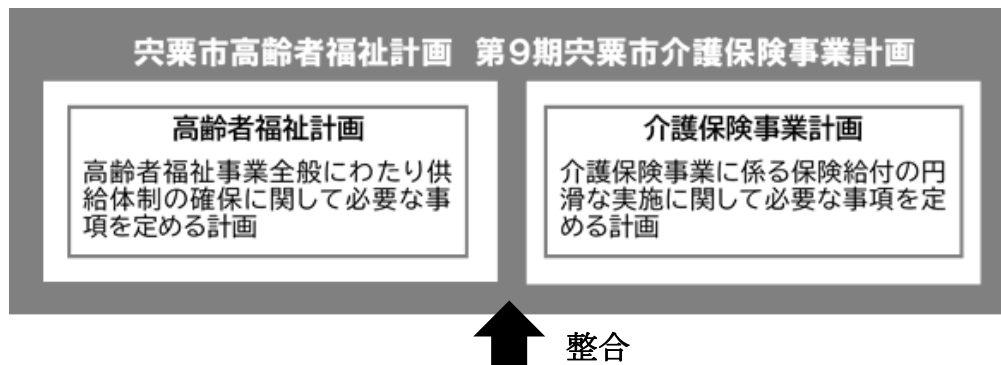
- 平成12年に介護保険制度が創設されてから20年以上が経過し、定着、発展しているところです。
- 団塊の世代全てが後期高齢者（75歳以上）となる2025年を迎え、さらなるサービス需要の増加と生産年齢人口の現役世代が急減することが見込まれています。
- 現計画の期間が令和5年度（2023年度）末で終了することから、社会経済情勢の変化をはじめ、本市の現状と課題を踏まえ、これまで進めてきた地域包括ケアシステムの強化や地域共生社会の実現に向け、中長期的な視点に基づく計画の策定が必要です。

2 計画の性格（位置づけ）

【根拠法】

- ◎高齢者福祉計画：老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定に基づく市町村老人福祉計画
- ◎介護保険事業計画：介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づく市町村介護保険事業計画

■高齢者福祉計画と介護保険事業計画の関係



- 国：介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針
- 県：市町村介護保険事業計画策定に係る県基本指針
 - ・兵庫県老人福祉計画（介護保険事業支援計画）
 - ・兵庫県保健医療計画 等

3 計画の期間

- ◎3年間（令和6年～8年度（2024～2026年度）を1期とする計画です。

4 計画策定の今後のスケジュール

令和5年 9月	(第2回) 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進委員会開催
令和5年 11月	(第3回) 同推進委員会開催(介護保険事業量の検討等)
令和5年 12月	◇原案の確認 ◇パブリックコメントの実施
令和6年 1月	パブリックコメントの結果報告
令和6年 1月	(第4回) 同推進委員会開催
令和6年2月末	介護保険条例の改正・議会上程
令和6年 3月	宍粟市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画 策定

5 第9期計画の方向性(国の指針の主な内容)

(1) 介護サービス基盤の計画的な整備

- ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、介護サービス基盤を計画的に確保
- ・在宅サービスの充実 ・医療・介護の連携強化

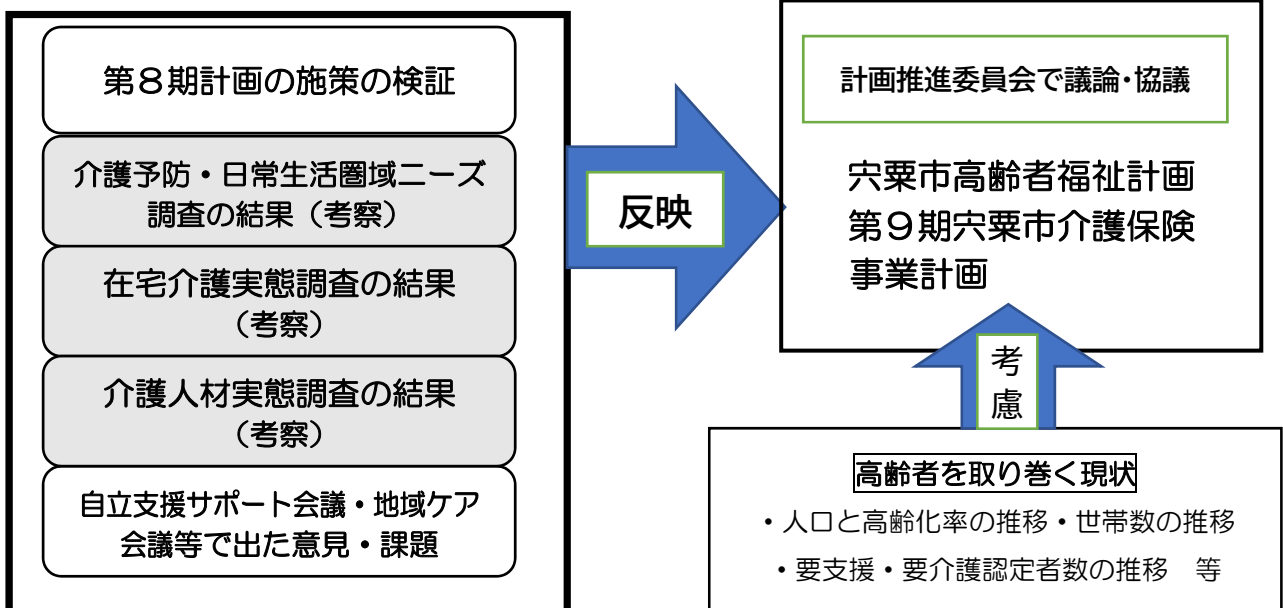
(2) 地域包括ケアシステムの更なる深化・推進

- ・地域共生社会の実現 ・総合事業の充実化 ・認知症への社会の理解の推進
- ・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備
- ・保険者機能の強化 ・医療・介護情報基盤(デジタル化)の整備

(3) 介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

- ・介護人材の確保、人材育成への支援、職場環境改選による離職防止
- ・介護現場の生産性向上の推進

第9期計画の方向性 (策定の考え方)



自立支援サポート会議・地域ケア会議等で出された意見・課題

地域課題	課題解決に向けた取組（実践方法）	次期計画への反映 （素案のページ）
① 高齢期における筋力維持	<ul style="list-style-type: none"> ・個別の自主メニューの作成、指導 ・定期的な評価を行い、本人の意識や意欲の向上につなげる 	<p>P70～71</p> <p>健康づくり・疾病予防</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「通いの場」の普及と活動継続に向けた支援
② 薬の適切な服用	<ul style="list-style-type: none"> ・お薬手帳の活用 ・内服の確認（声かけを行う） ・薬局での日付の記載や一包化を行う ・薬剤師の居宅療養管理指導を活用 	<p>P59</p> <p>医療・介護連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民への普及啓発
③ 口腔の機能維持	<ul style="list-style-type: none"> ・お口の体操の実施（パタカラ体操） ・口腔機能低下のおそれのある高齢者へのアセスメント、指導、モニタリングの実施 	<p>P70</p> <p>口腔ケアを通じた健康づくりの推進</p>
④ 高齢期における適切な食生活	<ul style="list-style-type: none"> ・簡単でバランスの良い調理のレシピ検索の促進 ・しそチャンネル、市民講座等で生活習慣病や適切な食生活について周知、啓発する ・個別の栄養指導 	<p>P70～71</p> <p>健康づくり・疾病予防</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康情報の提供 ・健康教室や保健指導の充実
⑤ 男性の地域における居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢男性が得意分野とするような仕事を企画して参加を促す ・〇〇教室の参加を促す 	<p>P72～74</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生きがいづくりの推進 ・社会参加の促進 ・就労支援の促進
⑥ 高齢な親と離れて暮らす子どもとのかわり	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関から子どもに対し積極的に連絡をとる ・本人にためらいがあったとしても、子どもにしかできない役割があることを認識してもらう ・月数回の訪問 ・スマホ、カメラなどを活用した安否確認の啓発 	<p>※取組に関する具体的な表記はなし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターやケアマネージャー、また民生委員等が必要に応じて子やその他親族等と連絡調整を行っている。

アンケート結果からの考察(課題等)

高齢者の介護予防や日常生活に関する取組、地域の抱える課題等を把握し検討するためのアンケート

対象：宍粟市に居住している要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者

(1) 介護予防・日常生活圏域二エース調査

① 相談支援体制の強化と情報の共有(素案P15~16)

- ・相談相手について「そのような人はいない」との回答が31.8%。
- ・かかりつけ医は心身の状態から相談先となりやすい。
- ・相談先として民生委員やケアマネージャーも多い状況。

⇒ 在宅介護予防や在宅生活の継続のためには、医療機関や民生委員などと地域包括支援センターや市役所が連携することが重要。

素案P56~57、70に反映

② 地域づくり活動等への参加促進(素案P17)

・通いの場への参加している人は全体の20%程度。参加しても良いなど参加への関心は高いものの参加につながっていない結果となっている。その要因をしっかりと分析していく必要がある。また、世話役になることへの不安も要因の一つと考えられる。

⇒ 持続可能な地域活動を推進するためには、世話役の負担を少なくし、関心がある人が気軽に参加できる場にするのが重要。

素案P70~74に反映

③ 介護予防の取組について(素案P19~22)

・性別を問わず生活習慣病(高血圧、糖尿病、高脂血症等)が多い状況。悪化すると心臓病や脳卒中の発症を引き起こす懸念もある。

・健康リスク別では、運動器の機能低下(いわゆるフレイル)している人が、18.6%。

また、男性に比べ女性の割合が高い。転倒リスクは約4割が該当。

⇒ 転倒による骨折や運動器の機能低下を予防するフレイル予防が必要。そのため「いきいき百歳体操」など運動機会の提供と早期からの参加を促進することが重要。

④ 高齢者の社会参加について(素案P18~19)

・健康づくりや生きがいがづくり等の場に参加していない人が多い。

・外出を控えている理由は、「足腰の痛み」、「交通手段がない」、「外での楽しみがない」などとなっている。

・外出手段は「自動車を自分の運転で」が69%、次に「徒歩」が24.9%と外出手段が自分によるものが突出して多い。

・週1回以下しか外出しない「閉じこもり傾向がある」人は30.4%と高い。

⇒ 外出することが地域社会とのふれあいや生きがいがづくり、健康づくりにもつながるため、外出機会を増やし、社会参加を促進して行くことが重要。また、自分で自動車を運転しなくなっても外出機会を確保していく取組が重要。

素案P73~74に反映

⑤ 地域での支え合いについて(素案P25~26)

・約半数の人が地域の中で民生委員や隣近所からの見守りや声かけがあると回答。

・約3分の2の人が支援する側に参加してもよいとの意向がある。

⇒ きっかけづくりにより、地域の支援者を増やしていく可能性がある。

地域特性も考慮し、小地域ごとに取組を検討することも必要。

素案P69、73に反映

高齢者の在宅生活の継続や介護者の不安を軽減するための取組を検討するためのアンケート

対象：宍粟市に居住している要支援・要介護認定を受けている人のうち更新申請、区分変更申請の認定調査を受けた人

(2) 在宅介護実態調査

① 在宅生活継続のための支援・サービスの検討（素案 P27～34）

- ・ 終末期を自宅で過ごしたいと希望する人が 63.7% と高い割合となっている。
- ・ 介護者が不安を感じる介護は、「外出の付き添い、送迎等」のほかに介護度が高くなるにつれ、「認知症状への対応」や「夜間の排泄」、「入浴、洗身」等の割合がかなり高くなっている。

⇒ 在宅生活を可能にするためには、サービスの組み合わせ等により介護者の不安や心身の負担を軽減すること、また認知症に対する理解を深めることが重要。

素案 P61～62、65 に反映

② 仕事と介護の両立に向けた支援・サービスの提供体制の検討（素案 P34～36）

- ・ 介護者が就労継続に不安を感じている介護は「夜間の排泄」や「日中の排泄」の割合が多い。
- ・ 介護のために働き方を調整している人も多い。

⇒ 介護と就労の両立を支援するためには、介護者の多様な就労状況に合わせ訪問系サービスや通所系サービスの柔軟な組み合わせ対応に加え、地域の支え合いなどを含めた包括的サービスの充実が重要。また、介護等の時間的制約を持ちながら働くことが可能な職場環境づくりを進めることも重要。

素案 P78 に反映

③ 保険外の支援・サービスを中心とした地域資源の整備の検討（素案 P37）

- ・ 在宅生活の継続に必要と感じる支援やサービスは、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」「配食」、「見守り、声かけ」、「外出同行（通院、買い物等）」のニーズが高い。

⇒ 在宅生活に欠かせない「買い物」や「通院」、また通いの場など社会参加の促進のためにも「外出に係る支援やサービス」を充実させることは重要であり、公共交通サービスの推進や確保など市全体で仕組みの検討が必要。買い物については、移動販売車と通いの場を上手くマッチングさせるなど既存の資源等を有効に活用し支援につなげる調整が重要。

素案 P69、74 に反映

④ 将来の世帯類型の変化に応じた支援・サービスの提供体制検討（素案 P38～39）

- ・ 単身世帯や夫婦のみ世帯では介護度の重度化に伴い「訪問系を含むサービスの組み合わせ」の利用が増加している。
- ・ 同居家族がいる「その他世帯」では、他の世帯類型と比較すると「通所系・短期系のみ」の利用が多い。同居の家族による介護が「ほぼ毎日」の割合も多いことから、介護者自身の心身のケアのためにも「通所系」や「短期系」の利用が多くなっていると推察できる。

⇒ 今後も単身世帯や夫婦のみ世帯が増加すると推測されるため、訪問系サービスの整備が重要。また、中重度の要介護者がいる世帯でも介護保険サービスを利用していない世帯があるため、情報提供を行うことも重要

素案 P56 に反映

- ⑤ 医療ニーズの高い在宅療養者を支える支援・サービスの提供体制検討（素案 P40）
- ・主な介護者のうち 11.3%が「医療面の対応」をしている。また、要介護度の重度化に伴い、訪問診療の利用割合が増加している。
- ⇒ 今後も将来人口推計から医療ニーズの高い中重度の要介護者の増加が見込まれる。訪問診療や訪問看護など在宅療養者の医療ニーズに対応したサービスの充実が重要

第5章 在宅サービスの推進に盛り込む予定

介護人材の確保・定着に向けた支援策を検討するため、市内の介護施設（事業所）の雇用状況の実態を把握するためのアンケート

(3) 介護人材実態調査

対象：穴粟市内の介護保険事業指定事業所

※今回、アンケート結果のまとめを報告（別冊）資料2

介護人材確保及び介護現場の生産性の向上の推進

結果・考察を反映

計画（素案）中 P76～79

- (1) 介護人材の育成・確保と資質の向上
- (2) 働きやすい職場づくりに向けた取組の推進
- (3) 外国人介護人材の活用に向けた環境の整備
- (4) 介護保険業務の効率化の推進

計画の構成（骨子）

※下線部は、前回からの修正・追加項目

第8期計画の構成	第9期計画の構成（案）
第1章 計画の作成にあたって	第1章 計画の作成にあたって
1 計画策定の背景 2 計画の性格 3 計画の策定体制 4 介護保険制度改正の主な内容	1 計画策定の背景 2 計画の性格 3 計画の策定体制 4 <u>第9期計画の方向性（国の指針）</u>
第2章 高齢者を取り巻く現状と将来の見通し	第2章 高齢者を取り巻く現状と将来の見通し
1 高齢者を取り巻く現状 2 保健福祉圏域の現状 3 高齢者の人口の推計 4 <u>介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査結果の概要</u> 5 <u>各団体からの意見の概要</u> 6 <u>介護人材実態調査結果の概要</u> 7 <u>通いの場の利用者アンケート結果の概要</u> 8 各調査結果からの考察	1 高齢者を取り巻く現状 2 保健福祉圏域の現状 3 高齢者の人口の推計 4 各調査結果からの考察 5 <u>第8期計画の取組状況</u>
第3章 計画の基本方針	第3章 計画の基本方針
1 基本理念 2 基本目標 3 施策の体系	1 基本理念 2 基本目標 3 施策の体系
第4章 施策の展開	第4章 施策の展開
基本目標1：地域包括ケアシステムの充実 基本目標2：多様なニーズに応じた生活支援・ <u>介護予防の推進</u> 基本目標3：生きがいをもって安心・安全に暮らせる環境づくり 基本目標4： <u>介護サービスの充実・強化</u>	基本目標1：地域包括ケアシステムの <u>深化・推進</u> 基本目標2： <u>健康づくり・介護予防の推進</u> 基本目標3：生きがいをもって安心・安全に暮らせる環境づくりの <u>推進</u> 基本目標4： <u>地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進</u>
	第5章 <u>持続可能な介護保険事業の運営</u>
第5章 介護保険サービス事業費の見込みと介護保険料	第6章 介護保険サービス事業費の見込みと介護保険料
1 給付費の見込み 2 地域支援事業の見込み 3 介護保険料	1 給付費の見込み 2 地域支援事業の見込み 3 介護保険料
第6章 計画の推進体制	第7章 計画の推進体制
1 計画の推進管理 2 庁内における連携体制 3 地域住民・関係機関・団体やサービス事業者、県等との連携 4 計画の周知・啓発	1 計画の推進管理 2 庁内における連携体制 3 地域住民・関係機関・団体やサービス事業者、県等との連携 4 計画の周知・啓発
資料編	資料編

基本理念

つながりがあり、生きがいをもって、
安心安全に暮らせるまち

地域でつながり、支え合い、誰もが
健やかに暮らし続けられるまち

計画の基本目標

※下線部は、前回からの修正・追加項目

第8期計画の構成	第9期計画の構成（案）
基本目標1：地域包括ケアシステムの充実 基本目標2：多様なニーズに応じた生活支援・ <u>介護予防の推進</u> 基本目標3：生きがいをもって安心・安全に暮 らせる環境づくり 基本目標4： <u>介護サービスの充実・強化</u>	基本目標1：地域包括ケアシステムの <u>深化・推進</u> 基本目標2： <u>健康づくり・介護予防の推進</u> 基本目標3：生きがいをもって安心・安全に暮ら せる環境づくりの推進 基本目標4： <u>地域包括ケアシステムを支える介護 人材確保及び介護現場の生産性向上 の推進</u>

施策の体系

※下線部は、前回からの修正・追加項目

第8期計画の体系	第9期計画の体系（案）
基本目標1：地域包括ケアシステムの<u>充実</u>	基本目標1：地域包括ケアシステムの<u>深化・推進</u>
(1)相談体制・情報提供の充実	(1)相談体制・情報提供の充実
(2)地域包括支援センター事業の推進	(2)地域包括支援センター事業の推進
(3)医療・介護連携の推進	(3)医療・介護連携の推進
(4)地域ケア会議の推進	(4)地域ケア会議の推進
(5)認知症施策の推進	(5) <u>認知症基本法を踏まえた</u> 認知症施策の推進
(6)家族介護への支援	(6)家族介護への支援
(7)権利擁護施策の推進	(7)権利擁護施策の推進
(8)高齢者の地域での見守りの推進	(8)高齢者の地域での見守りの推進
基本目標2：多様なニーズに応じた生活支 援・<u>介護予防の推進</u>	基本目標2：健康づくり・<u>介護予防の推進</u>
(1)生活支援・介護予防サービスの充実	(1)生活支援・介護予防サービスの充実
(2)健康づくり・疾病予防の推進	(2)健康づくり・疾病予防の推進
(3)介護予防の総合的な推進	(3)介護予防の総合的な推進
基本目標3：生きがいを持って安心・安全に 暮らせる<u>環境づくり</u>	基本目標3：生きがいを持って安心・安全に 暮らせる<u>地域づくりの推進</u>
(1)生きがいづくりの推進	(1)生きがいづくりの推進
(2)社会参加の促進	(2)社会参加の促進
(3)就労支援の促進	(3)就労支援の促進
(4)安心・安全で暮らしやすい環境づくり	(4)安心・安全で暮らしやすい環境づくり

基本目標4：介護サービスの充実・強化	基本目標4：地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進
(1)在宅サービスの推進	(1)介護人材の育成・確保と資質の向上
(2)施設・居住系サービスの推進	(2)働きやすい職場づくりに向けた取組の推進
(3)高齢者福祉施設の充実	(3)外国人介護人材の活用に向けた環境の整備
(4)リハビリテーションサービス提供体制の充実	(4)介護保険業務の効率化の推進
(5)その他介護保険サービスを利用しやすくするための方策	
(6)介護給付適正化事業の推進(市町村給付費適正化計画)	
(7)介護人材確保の推進	

『第5章 持続可能な介護保険事業の運営』に移行

- (1) 在宅サービスの推進
- (2) 施設・居住系サービスの推進
- (3) 高齢者福祉施設の充実
- (4) その他介護保険サービスを利用しやすくするための方策
- (5) 介護給付適正化事業の推進（市町村給付費適正化計画）
- (6) 介護サービスの情報公開
- (7) 共生型サービスの検討

認知症基本法を踏まえた計画概要

★共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年6月公布）

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進

→ 「宍粟市認知症施策推進計画」の策定（努力義務）・・・本計画に内包したものとし、取組を盛り込む。

計画（素案）中 P61～65

- ① 認知症に関する正しい知識と正しい理解の普及啓発
- ② 認知症の人が安心・安全に暮らすことができる地域づくりの推進
- ③ 認知症の家族を含めた支援の推進
- ④ 認知症の人の社会参加への支援
- ⑤ 認知症の人の意思決定支援の推進
- ⑥ 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備
- ⑦ 相談体制の整備
- ⑧ 認知症の予防

成年後見制度促進法を踏まえた計画概要

★第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月閣議決定）

市民の権利の擁護を図るため、民法で定める成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう、成年後見制度利用支援事業の適切な実施を推進

→ 「宍粟市成年後見制度利用促進基本計画」の策定（努力義務）・・・本計画に内包したものと
し、取組を盛り込む。

計画（素案）中 P66

- ① 成年後見制度中核機関の啓発と利用促進
- ② 高齢者虐待防止の推進
- ③ 消費者被害の防止